innoventier 弁護士法人イノベンティア
Power for the Business

企業法務相談室

〈第40回〉弁護士・弁理士・NY州弁護士　飯島（いいじま）　歩（あゆむ）

京都大学法学部卒業後司法修習を経て1994年より弁護士。その後米国デューク大学ロースクールに留学、法学修士(LL.M.)を取得するとともに、ワシントンD.C.の米国大手法律事務所に勤務。2002年から特許庁初の法制専門官として特許法改正作業に従事し、2003年より弁護士業務に復帰、2016年4月弁護士法人イノベンティア設立(現職)。企業法務に特化し、多数の企業に法律・経営にわたるアドバイスをする。

今回のご相談

最近弊社では、外国企業との取引が増え、英文で契約を締結することも増えてきました。もっとも、長い英文契約書の内容をつぶさに確認するのは大変なので、これまでは、契約書案が提示された際に、代金や納品、支払い方法など、取引条件だけ確認してサインするようにしてきました。

外国取引先との契約における準拠法及び紛争解決条項

しかし、最近知合いの会社が取引先から米国で訴えられ、裁判に何億円という高額の弁護士費用がかかっていると聞きました。そこで、弊社がこれまでに外国の取引先と締結した契約書を確認して見ると、準拠法（governing law）や紛争解決（dispute resolution）の規定があり、外国法に準拠し、紛争に至ったときは外国で訴訟や仲裁をすることを定めたものがほとんどでした。

今後は、契約締結に際し、これらの規定にも気を配ったほうが良いのでしょうか。また、その際、どのようなことに留意すればよいのでしょうか。

準拠法及び紛争解決条項の重要性

準拠法や紛争解決に関する規定は、契約書の最後の方に出てくる上に難解なため、つい読み飛ばしがちです。しかし、そもそも、契約書の中に気を配らなくても良い規定などなく、準拠法や紛争解決の規定も同様です。準拠法の選択を誤ると、契約の有効性や、解除や損害賠償に関して意図せぬ結果となることがあり、紛争解決条項は、規定如何によって、手続の結果が不利になることがあり得るほか、会社に莫大な手続費用の負担を生じかねません。

準拠法とは

ある法律の効力や裁判権限が及ぶ地域のことを法域（jurisdiction）といいます。例えば、日本の法律や日本の裁判所の判決の効力は日本国内に及ぶので、日本国が法域です。他方、例えば米国では、連邦が管轄する法律と州が管轄する法律とがあるため、法律によって法域が異なり、契約については、各州が法域となります。

国際契約における準拠法規定は、その契約が、どの法域の法律に基づいて解釈されるかを定める規定です。契約の成立・有効要件や文言の意味は、各国の制度によって異なるため、準拠法を定める必要があるのです。例えば、日本では、無償で物やお金を与える「贈与」という契約がありますが、英語圏の多くの国（英米法圏）では、対価を伴わない合意は契約として成立しません。つまり、贈与の場合、準拠法によって、契約が成り立つかが違ってくるわけです。その他、解除や無効主張の条件、損害賠償の考え方、時効の考え方なども準拠法によって異なります。

準拠法選択の留意点

準拠法の選択に際しては、多くの場合自国の法律を選択するのが無難です。その場合、契約チェックも原則として自国法に基づいて行うことができます。

もっとも、契約内容によっては取引先の国の法律の方が有利になることもあります。また、取引先との関係により、相手国や第三国の法律を準拠法にせざるを得ない場合もあります。

その場合に重要なのは、契約締結に際し、その法域の弁護士に契約内容を確認させ、利害得失を評価できる体制を持つことです。外国には予想外の制度や法解釈があったりするので、現地弁護士から意見を得られる体制はとても重要なのです。日本国内でも、国際契約を取り扱う法律事務所であれば、各国の弁護士との接点を持っていることがありますので、必要に応じて相談すると良いでしょう。

なお、契約の準拠法は、あくまで、その契約をどの法域の法律のもとで解釈するか、を定めるもので、解釈の結果が各国の法制度に抵触すれば、制限を受けたり、違法となったりすることは避けられません。例えば、日本国内で従業員を雇用するのに外国法を準拠法としても、日本の労働法上の規制から逃れられるわけではありません。

紛争解決条項とは

紛争解決条項とは、契約当事者間で紛争が生じた場合に、どの法域の、どのような手続によって解決するかを定める条項です。一般的に、手続としては仲裁または訴訟が選択され、裁判地としては、契約当事者のいずれかの国・地域となることもあれば、第三国が選択されることもあります。

紛争解決条項の留意点

紛争解決条項における大きな問題は、手続費用と結論の信頼性、実効性です。日本国外で紛争解決をする場合、現地弁護士を利用することになりますが、弁護士費用は国によって大きく異なり、一つの裁判をするのに数億円を要する国もままあります。また、外国弁護士とのコミュニケーションのために日本の弁護士も同時に起用することもありますが、その場合、弁護士費用が二重にかかります。さらに、外国での手続には資料の翻訳が欠かせませんが、多くの資料が必要な場合、翻訳費用だけで日本国内の訴訟費用を上回ることもある上、珍しい言語の国だと、翻訳者を確保するのにも困難が伴います。

これらに加えて、途上国では、しばしば、賄賂が横行している、人脈や情実、政治に左右される、自国最高官が激しい、審理が非常に遅い、などの問題があり、先進国でも、証拠提出の負担が非常に重い、敗訴者に勝訴者の弁護士費用等が課せられるなど、法域ごとにさまざまな問題があります。

だからといって、単純に、紛争解決手続として日本の訴訟を選択すれば良いわけでもありません。確かに、国際的に比較すると、日本の訴訟は腐敗もなく、費用も低廉で、迅速かつ安定した判断が得られる傾向にあります。手続も日本語で進められます。

しかし、日本の判決の効力が及ぶのは、日本国の主権が及ぶ範囲に限られます。つまり、日本で訴訟をし、勝訴判決を得たとしても、日本から一歩外に出ると紙切れとなるため、相手の国で執行をすることはできないのです。米国の主要な州など、特定の法域との間には、「お互いの判決の効力を認めましょう」という相互承認の関係が成り立っていますが、多くの国との間にはそのような関係はなく、むしろ、他国の判決を承認しないと法律で定めている国もあります。

このような問題を克服するには、手続として、仲裁を選択するしかありません。仲裁については、条約により、一部の非加盟国を除き、判決に相当する仲裁判断の執行力が確保されているため、紙切れとなる問題はありません。また、多くの仲裁機関では英語が使えますので、外国語による手続としては比較的低負荷で対応可能です。さらに、仲裁の手続は多くの場合非公開ですので、紛争の存在を第三者に知られる可能性を低減することもできます。日本には日本商事仲裁協会（ＪＣＡＡ）という仲裁機関があるため、多くの場合、日本企業にとって最も有利な紛争解決手続は、日本での仲裁となるでしょう。

もっとも、取引先との関係で、日本での仲裁を選択できないことも少なくはありません。その場合、外国での仲裁によることになりますが、仲裁機関によって費用や言語の考え方が異なりますし、弁護士費用も大きく異なります。そのため、紛争解決についても、まずは国際法務を扱う法律事務所に相談することが望ましいといえます。取引先によっては紛争解決条項に関する交渉を受け付けてくれないこともあると思いますが、少なくとも、リスクを正確に把握しておくことは重要です。Ⓡ

このコーナーは、飯島歩氏、藤田知美氏、町野静氏、村上友紀氏、溝上武尊氏、アザマト・シャキロフ氏、平野潤氏、三品明生氏、上田亮祐氏、増田昂治氏、秦野真衣氏、中村洸介氏が交代で執筆します。